官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務六三）　一
○保安林の指定をする件（農林水産一〇三七～一〇五四）　四
○高速自動車国道に関する件（国土交通九八八）　四
○運輸審議会件名表に登載された件（同九八九）　四
○由良川水系由良川及び土師川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深の変更に関する件（近畿地方整備局一〇二）　四
○道路に関する件（同一〇三、一〇四）　五
〔国会事項〕
内閣　財務省　最高裁判所　福岡県　横浜市　広島市　五
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
官庁事項
北海道開発局公示（北海道開発局）
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一一一）　六
原戸籍が滅失した件（同一一二）　六
指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（福岡県公安委告示配五）　六
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方関係　七
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他

その他告示

○法務省告示第六十三号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和八年七月二十三日

法務大臣　平口　洋
河原　将一

○農林水産省告示第千三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県嘉麻市大力字畑中一六四、一八三の一、一八五の一、二〇六、二〇九、字地蔵免二三四の一、二三四の二、二三六、字石井手二五四の一、二五六の一、二五六の二、字助五郎二六九、字ムロ三一九、三五九の二、字ババ一三六六、字アマカセ一四九七の一、一四九七の二、一四九九、字ウラダ一五三九の一、一五三九の二、一五五三の二、一五九六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡香春町大字採銅所字梅ノ木谷三六八七、字堤ノ下三六八八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字梅ノ木谷三六八七・字堤ノ下三六八八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び香春町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市小倉南区大字葛原字壱番山尻七七〇の一八（次の図に示す部分に限る。）、七七〇の二六

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字壱番山尻七七〇の一八、七七〇の二六（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福岡県北九州市若松区大字小竹字紙屋四一〇の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市河辺三内字下モ田四〇の一、字岩谷袋六九の二八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ田四〇の一・字岩谷袋六九の二八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市上新城湯ノ里字家ノ前四四・字雷電一六・一七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市山内字市王寺一〇四、字藤倉一九三、一九五、一九六、一九八、二〇五、二六五、二六六、二六八、二六九、二七二、二七四、二七五、字小田四、七、九七、一〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字市王寺一〇四・字藤倉二七二・二七五・字小田七・一〇〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　福島県伊達市梁川町山舟生字雁治平五〇のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　新潟県胎内市黒俣字天池八三八の二、八三八の四、字**久**保見八三九の一（次の図に示す部分に限る。）、八三九の二、字東沢八四一の一、八四一の九、八四一の一二から八四一の一七まで、字狸平八五一の一、八五一の三から八五一の五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字天池八三八の二、八三八の四、字**久**保見八三九の二、字東沢八四一の一（次の図に示す部分に限る。）、八四一の九、八四一の一二から八四一の一七まで、字狸平八五一の一、八五一の三から八五一の五まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を新潟県庁及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　富山県中新川郡立山町長倉字滝坂五の一から五の五まで、五の一〇、五の一一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び立山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町海澤字花さくら一二一六（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁及び奥多摩町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町三方町字下ノ谷四二三の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下ノ谷四二三の七（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県三田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び三田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県丹波篠山市遠方字石ン堂三九（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び丹波篠山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

雲南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町深野字三谷三九八、三九九、四〇〇の二、四〇五の一、五一七の一〇、五一七の一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字三谷三九八・三九九・四〇〇の二・四〇五の一・五一七の一〇・五一七の一三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県江津市松川町畑田四九一、四九二、八一四、九九五、九九七から九九九まで、一〇〇一、一〇〇一の一から一〇〇一の四まで、一〇〇一の九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月二十三日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県松江市宍道町上来待二五三、二七四四の二、二七五〇、二七六四の一、二七七〇、二七七一、三四三八の一、三四四〇、三四四七、三四四九の一、三四七五の三、三四七九、三四八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

宍道町上来待二五五三・二七四四の二・二七五〇・二七六四の一・二七七〇・二七七一・三四三八の一・三四四〇・三四四七・三四四九の一・三四七五の三・三四七九・三四八三（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

○国土交通省告示第九百八十八号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十三日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

路線名　供用開始の区間　供用開始の期日

第一東海自動車道　伊勢原市石田字八本木七五番六四から同市高森七丁目八一〇番一まで　令和八年七月二十四日〇時

○国土交通省告示第九百八十九号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和八年七月二十三日　　国土交通大臣　金子　恭之

事案番号　事案の種類　申請者　事案の内容

令８第5001号　一般乗合旅客自動車運送事業の上限運賃変更認可　横浜市　現行220円均一制運賃を、270円均一制運賃に変更する。

○近畿地方整備局告示第百二号

平成二十八年近畿地方整備局告示第百二十八号により定めた由良川水系由良川及び土師川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第五項の規定により準用する同条第四項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第三条の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

○近畿地方整備局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福井県三方上中郡若狭町気山三〇二号勝負分一三番から同町気山二九〇号宮下四番まで	前	八・九三～一八・四〇メートル	一四一・一四一キロメートル
	後	一二・二五～二〇・四三	〇〇・一四一
福井県大飯郡高浜町青一七字ボケ二一番五から同町青一七字ボケ二一番七まで	前	二二・五二～四四・三六	〇〇・〇三四
	後	二二・五二～四四・三六	〇〇・〇三四

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日　　近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二十七号　福井県三方上中郡若狭町気山二八号豊中山三三番一から同町気山二九〇号宮下四番まで　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

〃　福井県大飯郡高浜町青一七字ボケ一番一から同町日置四〇字西猿ケ崎九番一まで　〃

供用開始の期日　令和八年七月二十三日

国会事項

衆議院

質問書提出

七月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

防衛省・自衛隊における知的基盤の概念、構成及び機能に関する質問主意書（橋本幹彦提出）

ギャンブルの日常化の防止等に関する質問主意書（西村智奈美提出）

真の積極財政を実現するための財政法第四条等の改正に関する質問主意書（河村たかし提出）

動物の愛護及び管理に関する法律における動物愛護センターの業務の充実に関する質問主意書（河村たかし提出）

皇位継承資格を有しない皇族の父親からお生まれになった男子のうち皇位継承資格を有した事例の有無に関する質問主意書（長妻昭提出）

津島地区の住民帰還及び四者協議会の設置等に関する質問主意書（長妻昭提出）

報告書受領

七月二十一日内閣から次の報告書を受領した。

官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・公的基礎情報データベース整備改善計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告

会議

七月二十二日（水曜日）　午後一時　本会議

参議院

議案付託

七月二十一日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大外三名発議）（参第一八号）

特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（奥村祥大外一名発議）（参第二〇号）

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託

また、同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆第二七号）

沖縄・北方問題及び地方に関する特別委員会に付託

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二九号）

こども・子育て・若者活躍に関する特別委員会に付託

報告書受領

七月二十一日内閣から、官民データ活用推進基本法第八条第七項において準用する同条第五項の規定に基づくデジタル社会の形成に関する重点計画・公的基礎情報データベース整備改善計画・官民データ活用推進基本計画の変更の報告を受領した。

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理
国務大臣　あかま二郎（赤間　二郎）

防衛大臣小泉進次郎海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月十九日）

○外務大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

外務大臣茂木敏充海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月二十一日）

（財務省主計局主計官（内閣、デジタル、復興、外務、経済協力係担当）財務事務官　山本　庸介）

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（財務省大臣官房付）同　永田　将一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））に転任させる

（経済産業省大臣官房付）経済産業技官　古川　雄一

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に転任させる

国家安全保障局に併任する

内閣官房副長官補付に併任する

（財務省大臣官房付）財務事務官　後藤　武志

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に転任させる

国家安全保障局に併任する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　福山　光博

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

（経済産業省商務情報政策局生物化学産業課長）経済産業技官　廣瀬　大也

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に転任させる

国家安全保障局に併任する

（財務省大臣官房付）財務事務官　野田　恒平

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官　刀禰　正樹

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣広報室））に併任する

（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））内閣事務官　積田　北辰

経済産業省に出向させる

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））に併任する

（内閣官房内閣参事官（内閣官房房副長官補付））同　田村　一郎

内閣総務官室に併任する

（経済産業省イノベーション・環境局環境政策課長）経済産業事務官　清水淳太郎

（財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当））財務事務官　下井　善博

（財務省主計局主計官（総務第一係、総務第二係、地方財政係、財務第一係、財務第二係担当））同　木村　公一

（財務省主計局主計官（内閣、デジタル、復興、外務、経済協力係担当））同　玉川　英資

（財務省主計局主計企画官）同　上村　晃嗣

（財務省主税局税制第一課主税企画官）同　谷　雅彰

（財務省主税局税制第三課長）同　春木　哲洋

（財務省主計局主計官（厚生労働第一係、第五係、第六係、第七係担当））同　寺﨑　瑞枝

（経済産業省大臣官房付）経済産業事務官（同）同　渡邉　宏和

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（各通）　豊田　原

（経済産業省イノベーション・環境局環境政策課長）同　中原　廣道

（財務省大臣官房参事官（関税局関税課担当））財務事務官　高橋　慶子

（財務省大臣官房付）同　臼井　暁子

（財務省主計局主計官（国土交通第一係、国土交通第二係、国土交通第三係、国土交通第四係、国土交通第五係、国土交通第六係、公共事業総括第一係、公共事業総括第二係担当））同　山川　清徳

（財務省主計局主計官（司法・警察係、経済産業第一係、経済産業第二係、経済産業第三係、環境第一係、環境第二係担当））同　内藤景一朗

（財務省主計局法規課長）同　原田　浩気

（財務省主税局参事官付国際租税総合調整官）同　宇多村哲也

（財務省主計局主計官（厚生労働第一係、第五係、第六係、第七係担当））同　横山　好古

（財務省主計局調査課長）同　浅賀　崇

（財務省大臣官房付）同　足利　貴聖

内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））の併任を解除する（各通）

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官（内閣官房副長官補付）（内閣官房内閣参事官（内閣人事局））同　佐久間寛道

財務省に出向させる（各通）

（内閣官房内閣参事官（国家サイバー統括室））同　髙松　忠介

国家安全保障局の併任を解除する

財務省に出向させる　大江　賢造

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　大川　龍郎

国家安全保障局の併任を解除する

経済産業省に出向させる

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））同　松本　加代

特許庁に出向させる（以上七月二十一日）

財務省

（大臣官房審議官）財務事務官　梶川　光俊

大臣官房付を命ずる（七月一日）

最高裁判所

簡易裁判所判事　松原　経正

東京簡易裁判所判事に補する

簡易裁判所判事兼判事補　竹田　泰樹

横浜簡易裁判所判事に補する

横浜地方裁判所判事補に補する

兼ねて横浜家庭裁判所判事補に補する

判事補の職権の特例等に関する法律第一条の規定により判事の職務を行う者に指名する（以上七月十六日）

福岡県

○監査委員選任

渡辺美穂委員は、六月二十五日辞職し、同月二十六日次の者が選任された。

監査委員　井上　博隆

横浜市

○教育委員会委員再任

森祐美子委員は、七月一日再任された。

広島市

○副議長選挙

碓氷芳雄副議長は、六月二十六日辞職し、同日次の者が選挙された。

副議長　山路　英男

○監査委員選任

川村真治委員及び平岡優一委員は、六月二十六日辞職し、同月二十七日次の者が選任された。

監査委員　椋木　太一

同　森野　貴雅

古川智之委員は、六月三十日辞職し、七月一日次の者が選任された。

監査委員　中村　一彦

叙位・叙勲

○叙位

正四位に叙する
（信州大学名誉教授）　後藤　泰一

正五位に叙する
秋山　一男　荒木正一郎
清水　武則　中矢　肇

従五位に叙する（各通）
石田　幸男　佐々木秀夫
澤頭　修自　中里　榮輝

正六位に叙する（各通）
河上　徹　寒作　悦夫
（警視庁警部補）　木原　精一
高崎　敦　山下　毅

従六位に叙する（各通）
藤井　良信

正七位に叙する
黒須　拓美　菰田　和昭
時乘　一男　橋本　利雄

従七位に叙する（各通）（以上六月十五日）
（富山大学名誉教授）　大川　信行
（鳥取大学名誉教授）　佐藤　暢

正四位に叙する（各通）
島田　勲

従五位に叙する
沢田　徹　関口　勅男
中島　宏　松本　章

正六位に叙する（各通）
芦田　三平　井関　巖
菅原　右一　原崎　正夫

従六位に叙する（各通）
恒石　章彦

正七位に叙する（以上六月十六日）
（国立大学法人職員）　瀬地山　角

正四位に叙する
（広島大学名誉教授）　野間　文史
村上　康雄

（秋田工業高等専門学校名誉教授）　吉村　卓

従四位に叙する（各通）　辻　一幸

従五位に叙する（各通）　平野　武男

太田　徹　杉山　昌夫　高橋　貞夫
本谷　忠文　吉野　隆博

正六位に叙する（各通）
上山　光正　大西　正芳
河口十寸雄　熊川　順弘　奥田　孝志
中切　國夫　奈良山喬一　山縣　重彦

従六位に叙する（各通）
渡邉　幸男

正七位に叙する
宮武　孝之　原田　孝一

従七位に叙する（以上六月十七日）

○叙勲

旭日単光章を授ける（六月十七日）
井出　玄明　岩永　英毅

旭日単光章を授ける（各通）（六月十五日）
千野愼一郎

旭日単光章を授ける（六月十六日）
櫻井　秀憲

瑞宝単光章を授ける（六月十七日）
（信州大学名誉教授）　後藤　泰一

瑞宝中綬章を授ける
荒木正一郎

瑞宝小綬章を授ける
石田　幸男　河上　徹
澤頭　修自　中矢　肇　黒須　拓美
吉村　太郎　藤井　良信

瑞宝双光章を授ける（各通）
菰田　和昭
高崎　敦　山下　毅
（警視庁警部補）

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十五日）
（富山大学名誉教授）　大川　信行

瑞宝中綬章を授ける
島田　勲　中村　正彦

瑞宝小綬章を授ける（各通）
沢田　徹　松本　章

瑞宝双光章を授ける（各通）
飯田　幸樹　恒石　章彦　原崎　正夫

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月十六日）
（国立大学法人職員）　瀬地山　角

瑞宝中綬章を授ける
（広島大学名誉教授）　野間　文史

瑞宝小綬章を授ける

阿部　久　高橋　貞夫　太田　徹
宮武　孝之　大西　正芳
吉野　隆博

瑞宝双光章を授ける（各通）
原田　孝一

瑞宝単光章を授ける（以上六月十七日）

○叙勲

竹下芙佐雄　谷崎　正明
谷田　武一　比企　秀男

旭日双光章を授ける（各通）
石井健二朗　出野　久司　井上　覺
梅本　正平　遠藤　幸夫　大畑　博
岡田　清　梯　富子　門　瀧雄
川名　靖子　金城　信夫　小泉　坂男
佐海　信彦　澤井貞四郎　澤田　隆夫
宍戸　貞之　神保　久　高田　喜道
瀧　多津子　竹渕　三次　照屋　秀雄
東頭　忠夫　豊泉　利夫　中兼　三郎
長瀬　達也　松崎　吟子　本柳　正孝
三廻部周雄　宮川　文男　吉田　利雄
森田　晴久　山添　武司

旭日単光章を授ける（各通）
市川　宏　伊藤　武士
國武　忠彦　倉持　恒幸　佐藤　厚一
友利　敏雄　中居　久二　長沼　邦男
深澤　好司　藤沼　貞夫　村田　勇
山内　惟治　山本　隆明　和田　彪

瑞宝小綬章を授ける（各通）
青柳　民次　秋間　裕　秋山　清
阿久津正枝　安食　富晃　明壁　嘉平
足立　英彦　阿部　憲悦　阿部由美子
池田　一　池野　義勇　池原　東栄
石井　剣帥　石井　秀夫　石上　雅宏
石森　章司　泉　公允　伊地　敦子
一色　誠三　伊藤　惠朗　伊藤　寛
稲谷　利輝　乾　孟雄　杤山　鋅三
岩上　武幸　岩崎　雅夫　岩根　優子
上田　勲　上田　雅之　内田　一男
梅澤　理義　大城　正雄　大前　五郎
岡田　妙子　岡田　嘉幸　岡津美和子
岡本　照子　奥田代志子　尾崎　宣文
小田切洋次　賀数　眞榮　角田　和弘
桂木　治雄　加藤　和江　加藤　昌文
門坂　忠雄　狩野　武夫　神谷　好威
河合　潤二　川喜田隆夫　北林カチ子
城村　謙二　木村　峻一　金城　盛功

久高　将一　久保　侃　窪田　信正
熊谷　克久　黒田　武志　桑原　秀生
小池　健　小池　博　小成　善徳
小林　國雄　小林　隆　小林　康男
近藤　祐義　今野　繁治　齊藤　茂
佐々木健太郎　佐々木正廣　笹原　藤彦
佐藤　義紘　佐藤　光司　篠崎　俊一
佐藤　秀夫　佐藤　正之　菅　幸子
清水　令美　末廣　襄　鈴木　弘
杉山　昇　鈴木　重彦　高野　博
鈴木　誠　五月女一雄　添田　雅教
曾原　勉　高田　鐵夫　高橋　正幸
高橋　章二　高橋　善忍　立川　禮子
竹原　忠　竹村　直治　玉沢　巖
田中　六郎　谷　晃　丹治　庸一
田村　勳　田村　久子　常澄　良平
丹野　博從　塚本　吉紀　寺本　善光
坪内　勝　寺田　幸宏　土居　武
冨田　清和　鳥海　勝義　永井　宏憲
中内　丈夫　中丸　寅男　永野　宏
長瀬　潔　永田　元久　根立　靖夫
西名　卓　西原　澄夫　野嶋　納美
根間　純永　野口　康雄　塙　繁
萩原　文夫　長谷川博智　原野　勳
浜屋　和宏　原田　武　平岡　政昭
半田　端五　伴瀬　陽子　藤田　修
廣木　法明　福原　竹一　古屋　喜久
古澤　勲　古高　時雄　政本　博夫
堀江　勝男　堀江　充　水上　欽也
町田　治幸　丸箸　悦子　皆木　滋男
水野　直次　水野　義朗　宮崎　裕
南　喜久夫　宮崎　克己　迎　啓子
宮永　敬司　宮原咸太郎　本山　健一
村谷　利一　最上　純男　森林　康
森　恵一　盛田　高史　山下　透
安田　弘信　山内　武道　山寺　利男
山路　弘　山田　邦照　雪田　昭雄
山本　潔　湯浅　桂子　若原　正道
横山　憲夫　芳川　政雄

瑞宝双光章を授ける（各通）
安倍美佐恵　石川　定幸
桐生征之介　高木　勝美
友永　光子　野村　勝

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月一日）
乙供　房子
高部　勇
早坂　宗男

官庁報告

官庁事項

北海道開発局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年七月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月二十三日

北海道開発局長　遠藤　達哉

㈠	道路の種類	一般国道
㈡	路線名	二百三十一号及び四百五十一号
㈢	占用を制限する区域	留萌市船場町二丁目一〇九番地内
㈣	制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。
㈤	占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥	占用の制限の開始の期日	令和八年七月三十日
㈦	図面縦覧場所	北海道開発局及び同局留萌開発建設部

備考

公　　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人大竹聖一の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和８年７月23日　　奈良地方法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告
公示催告
失踪に関する届出の催告
失踪宣告
失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５０１号

福島県須賀川市森宿字舘ノ下３２番地１
清算株式会社　株式会社アート工芸広告社
代表清算人　佐久間　康弘

１　決定年月日　令和８年７月７日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

福島地方裁判所郡山支部

令和８年（ヒ）第４号

沖縄県うるま市字喜屋武６０３番地１２
清算株式会社　株式会社リスタート琉球
代表清算人　長　田　小夜子

１　決定年月日　令和８年７月７日

２　主　　文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

那覇地方裁判所沖縄支部

特別清算終結

令和8年（ヒ）第3012号

大阪府東大阪市水走三丁目９番地30
清算株式会社　山勝運輸株式会社

１決定年月日　令和8年7月8日

２主文　　本件特別清算手続を終結する。

大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画不認可

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明専有部分管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）https://www.star-m.jp/ir/

令和八年七月二十三日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）ソルスティシア株式会社

代表取締役　クリスティン・ワタナベ

静岡市駿河区中吉田二〇番一〇号

（乙）スター精密株式会社

代表取締役　佐藤　衛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一六九頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一六八頁（号外第一四三号）

令和八年七月二十三日

東京都千代田区大手町二丁目六番四号ＴＯＫＹＯＴＯＲＣＨ常盤橋タワー八階

（甲）ＭＥＤ　Ｒｅｂｉｒｔｈキャピタル株式会社

代表取締役　野口　卓

秋田市手形新栄町四番一号

（乙）株式会社仁成堂総合ケアセンター

代表取締役　松尾　将典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙１及び乙２の権利義務全部を承継して存続し乙１及び乙２は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙１・乙２）

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月二十三日

掲載頁　三頁

令和八年七月二十三日

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（甲）株式会社ハイホー

代表取締役　三木田のどか

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（乙１）株式会社コミュニティライン

代表取締役　山田　淳

東京都豊島区西池袋一丁目四番一〇号

（乙２）株式会社リエゾン

代表取締役　山田　淳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　五十八頁（号外第二十四号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月三日

掲載頁　六十二頁（号外第二十四号）

令和八年七月二十三日

東京都台東区台東四丁目三三番一号クロスポイント御徒町

（甲）株式会社貴瞬

代表取締役　辻　瞬

東京都台東区台東四丁目一三番二一号Ｄ'ｓＶＡＲＩＥ御徒町ビル三階

（乙）株式会社ＹＯＵＧＯ

代表取締役　三橋　剛

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月二十一日

掲載頁　五十四頁（号外第九十三号）

令和八年七月二十三日

東京都港区南青山二丁目一二番一二号

（甲）株式会社不二ビューティ

代表取締役　髙野　友梨

東京都新宿区百人町一丁目一一番二五号

（乙）株式会社Ｇ・Ｐホールディング

代表取締役　髙野　友梨

合併公告

当社（甲）は、合併により株式会社中央自動車（乙、住所神奈川県小田原市飯泉八七六番地二）の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一七二頁（号外第一四三号）

令和八年七月二十三日

横浜市鶴見区安善町二丁目一番地七

神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社

代表取締役　清水　亨

合併公告

当社（乙）は、合併により神奈川三菱ふそう自動車販売株式会社（甲、住所横浜市鶴見区安善町二丁目一番地七）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二七五頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二七五頁（号外第一四三号）

令和八年七月二十三日

神奈川県小田原市飯泉八七六番地二

株式会社中央自動車

代表取締役　横山　幸司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　八頁

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十六日

掲載頁　九十五頁（号外第一五九号）

令和八年七月二十三日

川崎市麻生区栗木二丁目六番一八

（甲）多摩電子工業株式会社

代表取締役　町　一浩

川崎市麻生区栗木二丁目六番一八

（乙）ＴＥＪホールディングス株式会社

代表取締役　町　一浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の介護保険事業及びサービス付き高齢者向け住宅事業等に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　二一〇頁（号外第一四三号）

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　一六八頁（号外第一四三号）

令和八年七月二十三日

岐阜市月ノ会町一丁目一二番地三〇

（甲）株式会社Ｍｙ　Ｎｕｒｓｉｎｇ

代表取締役　松尾　将典

秋田市手形新栄町四番一号

（乙）株式会社仁成堂総合ケアセンター

代表取締役　松尾　将典

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十三日

札幌市清田区里塚三条三丁目六番一二号

合同会社大井建設

代表社員　大井　飛翔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社優助ＧＲＯＵＰとし、効力発生日は令和八年八月二十五日です。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十三日

札幌市手稲区西宮の沢五条一丁目二〇番一六号

合同会社優助ＧＲＯＵＰ

代表社員　河村　雄介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十三日

東京都豊島区目白三丁目四番二―二〇二号

合同会社Ｆｉｎｅ

代表社員　山本　直人

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十三日

横浜市中区黄金町二丁目一〇森下ビル二Ｆ

合同会社セラミル

代表社員　小林　一成

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十三日

山梨県北杜市長坂町大井ヶ森一一七六番地二三六

合同会社ａｈｕｍ．ｏｒｇａｎｉｃｓ

代表社員　永井　卓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月二十三日

岩手県八幡平市帷子第八地割四二番地一

八幡平合同会社

代表社員　遠藤　秀治

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六千二百十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、社員の出資の価額を減少させる旨の定款変更に係る総社員の同意及び資本金の額の減少につき業務執行社員の過半数の一致は、令和八年七月十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月二十三日

千葉県市川市市川南一丁目一〇番一―三七〇八号

合同会社ＳＴＭ

代表社員　髙橋　崇一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十三日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

ソルスティシア株式会社

代表取締役　クリスティン・ワタナベ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億一六五二万六九九六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.drtc.co.jp/notice

令和八年七月二十三日

東京都港区六本木四丁目二番四五号

株式会社ドライバーテクノロジーズ

代表取締役　川島　康平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億八千七百五十五万一千三百九十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

エンデバー・ユナイテッド・パートナーズ・４５株式会社

代表取締役　飯塚　敏裕

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号丸の内二丁目ビル六階

株式会社明和美装ホールディングス

代表取締役　田中　篤

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百五十一億二千百九十八万三百十五円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.star-m.jp/ir/

令和八年七月二十三日

静岡市駿河区中吉田二〇番一〇号

スター精密株式会社

代表取締役　佐藤　衛

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を百五十万円減少し九百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十五日

掲載頁　一〇二頁（号外第一五八号）

令和八年七月二十三日

岡山市北区大窪五〇六番地の一

株式会社江国商店

代表取締役　伊丹惠美子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億円減少し、二億五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年七月十三日

掲載頁　八十五頁（号外第一五六号）

令和八年七月二十三日

山口県周南市三笹町二九番一七号

ＴＤパワーマテリアル株式会社

代表取締役　渡邊　一孝

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千九百万五千円、資本準備金の額を五千円減少することにしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月二十三日

東京都千代田区大手町一丁目三番一号

株式会社ＳＯＬＡ　ＧＲＯＵＰ

代表取締役　都築　学

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額が増加することを条件として、資本金の額を二十七億円、資本準備金の額を二十七億円減少し、それぞれ一億円、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年六月二十九日

掲載頁　十四頁

令和八年七月二十三日

岡山市北区丸の内一丁目一五番二〇号ちゅうぎん本店ビル九階

株式会社ちゅうぎんエナジー

代表取締役　延崎　悠

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一、三〇一、四三七、一〇〇円、資本準備金の額を一、二三一、四三七、一〇〇円減少し、それぞれ一〇、〇〇〇、〇〇〇円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十五日であり、株主総会の決議は、令和八年七月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月二十三日

広島県広島市中区上八丁堀八番八号第一ウエノヤビル六Ｆ　株式会社アクアライン

代表取締役　楯　広長

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年八月七日を基準日と定め、同日午後二時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を四〇株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年七月二十三日

東京都港区白金台四―二―一一　株式会社カドー

代表取締役　古賀　宣行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月二十三日

大阪市港区弁天一丁目二番四号　株式会社ラジオ大阪

代表取締役　上野　慶子

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和八年七月十四日開催の臨時総会において、出資一口の金額を五万円から一万円に減少することを決議しました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

以上、中小企業等協同組合法第五十六条の二第二項の規定により公告します。

令和八年七月二十三日

兵庫県神戸市中央区磯辺通三丁目二番一七号ワールド三宮ビル二階　エムエス経営支援事業協同組合

代表理事　森　和雄

債権申出の公告（第三回）

当社規約型企業年金は、令和八年六月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載（令和八年七月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から排斥します。

令和八年七月二十三日

大阪府大阪市北区中之島三丁目三番三号　株式会社旭ポリスライダー

規約型確定給付企業年金清算人　舩津　浩矢

訂正公告

令和七年十一月二十一日（号外第二五六号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、④中「東京都北区中里一丁目４番６号駒込朝日ビル303」とあるは「東京都北区西が丘２―８―６」、⑤中「本店　東京都北区中里一丁目４番６号駒込朝日ビル303」とあるは「本社　東京都北区西が丘２―８―６」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月二十三日

大阪府豊中市庄内栄町四丁目一六番三号　株式会社清源

代表取締役　平　勇希

取消公告

令和八年六月二十六日掲載の当社の資本金及び準備金の額の減少公告は取消します。

令和八年七月二十三日

東京都港区赤坂一―八―一赤坂インターシティＡＩＲ九Ｆ　株式会社Ａｖｉｏｎｄｏｒ　Ｇｒｏｕｐ

代表取締役　沼沢　想太

正　誤

ページ	段	行	誤	正
三九	改正後欄	七	（略）	権利変換手続等（第三十条―第五十二条） 権利変換手続等（第三十条―第四十八条）
〃	改正前欄	〃	（略）	

（原稿誤り）

五六ページ改正後欄一行目の前に次を加える。

第三節　分配金取得手続等

同ページ改正前欄一行目の前に次を加える。

第二節　分配金取得手続等

六九ページ上段様式第二ホ、七〇ページ下段様式第四ホ及び七七ページ下段様式第八ホ中

「

所有者の住所及び氏

」は

「

所有者の住所及び氏名

」の誤り。

七〇ページ下段様式第六（五）中

「

終りから五等簿	登記簿

」は

「

合計額	

」

の誤り。

八二ページ上段様式第二十一（二）中

「

法第142条第1項第4号

」は

「

法第142条第1項第4号

」

の誤り。

「

合計額	

」

九八

一	二	マンションの建替え等の円滑化に関する法律
一	二	マンションの再生等の円滑化に関する法律
二	〃	マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則
二	〃	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則
二～三	〃	マンションの再生等の円滑化に関する法律施行規則